３産技号外

令和４年（2022年）３月４日

関係団体の長　様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

本部長　阿　部　　守　一

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第９項による

感染防止対策の徹底等について（要請）

　日頃は、産業労働行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

　また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

　さて、３月４日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、３月７日以降の長野県新型コロナウイルス感染症対応方針を定め、法第24条第９項により、業種別ガイドラインの周知を通じた感染防止対策の徹底等について引き続き要請すること等を決定しました。

つきましては、貴会会員や会員企業の従業員に対し、下記について周知していただくようお願いします。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、要請等の内容を見直す場合がありますので、御承知おきください。

記

１　要請内容

　(1) 他県への訪問についての呼びかけ

①他県へ訪問される方に、マスクの正しい着用、人との距離の確保、こまめな手洗い・手指の消毒、十分な換気など、基本的な感染防止対策を徹底

②ワクチン接種を推奨するとともに、健康上の理由等でワクチン接種を受けられない方等については検査の実施を推奨

③感染拡大予防ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店など、クラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控えること

④当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について記録すること

⑤会食を行うに当たっては、感染防止対策が行われていない店舗、密な室内での大人数の飲食、長時間におよぶ飲食、はしご酒を避け、会話をする時はマスクを着用すること

※なお、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の対象区域への訪問は控えることなど、地域の感染状況等を踏まえた呼びかけを行う。

(2) 業種別ガイドラインに沿った感染防止対策の徹底

業種ごとに策定されるガイドライン等に沿った適切な感染防止対策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気、従業員の体調管理等）の徹底

一般社団法人日本経済団体連合会が作成した、オフィス及び製造事業場におけるガイドラインは同連合会のホームページに掲載されておりますので、引き続き取組の推進にご配意ください。

<https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/036.html>

(3) イベント開催基準の遵守等

①令和４年３月７日以降に開催されるイベントについては、以下の開催基準を遵守するとともに、イベントを開催するに当たり必要な基本的な感染症対策の取組等を実施すること

②参加者が5,000人超かつ収容率50％超のイベントを実施するイベント主催者等は、感染防止安全計画（以下「安全計画」という。）を策定し、イベント開催日の２週間前までを目途に県に提出すること

③安全計画を策定しないイベントについては、感染防止対策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・ＨＰ等で公表するとともに、当該チェックリストをイベント終了日から１年間保管すること

※　上記②及び③の手続きの詳細については、長野県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-event.html>

【イベント開催の目安】

　　①安全計画を策定し、県による確認を受けた場合

　　・人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100％とする。（大声なしの担保が前提。）

　　②それ以外の場合

　　・人数上限5,000人又は収容定員の50％いずれか大きい方かつ収容率の上限を50％（大

声での歓声、声援等が想定される場合等。以下「大声あり※」という。）又は100％（大

声なし）とする。

　　　※「大声」を「観客等が、（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

２　協力を依頼する事項

(1) 「新しい生活様式」の改めての徹底

①「信州版『新たな日常のすゝめ』」、「新型コロナウイルス感染症対策長野県民手帳」　冊子版とウェブ版、「感染リスク10分の１県民運動」について周知を図り、「新しい生活様式」に沿った行動の定着を推進すること

②店舗・事業所に入るときなど人と接する場合は、マスクの確実な着用やマスクをしていても人との間隔を最低１ｍ空けることをマナーとして行うとともに、室内においては換気を徹底し、「うつらない」（自分を守る）、「うつさない」（周囲を守る）、「ひろげない」（地域を守る）ための行動の定着を図ること

③ワクチンを接種した方も、引き続き感染防止対策を実施すること

(2) 年度末・年度始めなど人の移動が増加する時期における感染防止対策の徹底や感染リスクを低下させるための取組

　①旅行や謝恩会・歓送迎会における基本的な感染防止対策の徹底

②転勤・引っ越しなどの分散化への協力、卒業式や入学式・入社式等における感染リスクを低下させる取組の検討と実施

(3) 新型コロナウイルスに関わる差別的扱いや誹謗中傷を抑止し、温かい社会を作る取組

新型コロナウイルス感染症に起因する人権侵害を生じさせぬよう、不当な差別的扱いや誹謗中傷の抑止に協力いただくこと

産業労働部産業技術課技術振興係

（課長）庄村栄治　（担当）林　俊哉

電話 026-235-7196 　ＦＡＸ 026-235-7496

Ｅメール [sangi@pref.nagano.lg.jp](mailto:sangi@pref.nagano.lg.jp)